

令和7年6月25日に開催された理事会において、下記の会員について会則第23条第1項第三号の処分が決定されましたので、会則施行規則第23条により公表いたします。

被処分者 石川 裕一 (千代田支部)

処分年月日 令和7年6月25日 (理事会議決日)

処分内容 廃業の勧告 (廃業するまでの間の会員の権利の停止を含む。)
(東京都行政書士会会則第23条第1項第三号)

処分理由 (違反している規則、会則)

- ① 行政書士法第13条 (会則の遵守義務)
- ② 行政書士法第10条 (行政書士の責務)
- ③ 東京都行政書士会苦情解決支援委員会規則第12条第1項 (対象会員の責務)

- 一 被処分者は、Y行政書士法人の代表社員であるにもかかわらず行政書士法第13条の10の成立の届出を怠っている。Y行政書士法人が、令和6年7月29日に処分された以降も、当該届出をせず、Y行政書士法人の代表社員として業務を継続していることは、行政書士の信用・品位を害する行為である。
 - 一 被処分者は、苦情申立てに関する苦情解決支援委員会の調査等に応じることはなく、その後の綱紀委員会による弁明の機会にも応じることはなかった。
 - 一 被処分者は、依頼者から報酬の全額の支払いを受けているにも関わらず、受任した業務を放置し、依頼者からの連絡に応答していない。また、現在まで、報酬及び書類の返還もなされていないことから、依頼者に対し、誠実に業務を行っているとはいえず、行政書士の信用・品位を害する行為である。
- 以上の理由から上記の処分を科す。